

輸出貿易管理令
別表第1 関係
製品判定結果リスト

2026年 2月 14日現在

ソニーグループ株式会社

製品判定結果リストについて

本リストは、ソニーグループ各社の製品の輸出貿易管理令別表第1(1～15項)及び外為令別表(1～15項)による判定結果をまとめ、その輸出に関係する方々の輸出許可申請や輸出通関の際にご利用頂くように作成したもので、当社発行の該非判定書に代わるものとしてご利用いただけます。

本リストのご利用に当たっては以下の諸点にご注意下さい。

1. 本リストは、既に販売されている製品にのみ適用されます。
2. 対象製品が型番号で表記されている場合、型番号末尾の*の後ろには1つ又は複数の英数字が付くことがあります。
3. 本リストはその利用者を特に限定していません。したがって、ソニー製品を輸出する方はどなたでもご利用頂けます。
4. キャッチオール規制による経済産業省の許可要否につきましては、各輸出者様にてご確認ください。
5. ご提供する情報は、輸出令、外為令又はEARにもとづく判定情報であり、製品の機能について保証するものではありません。

変更追加	品名	判定結果 (貨物)	対象項番 (貨物)	判定結果 (役務)	EAR対象性 (§734.4(d) 25% Rule)	注記	ECCN	備考
パーソナルコンピューター								
	パーソナルコンピューター (ソニー製VAIO)	非該当	8項	許可不要	対象	2	5A992.c	APP 70 WT以下

「EAR対象性」欄の“-”は、§734.4(d) 25% De Minimis Ruleに基づくEAR対象性の情報について公開していないことを指します。

EAR対象性に関する「注記」欄の情報は下記のとおりです。

- 1：公開していないEAR対象性情報()が必要な場合には、個別にお問い合わせください。
- 2：公開していないEAR対象性情報()については、ご提供してありません。

(※)公開していないEAR対象性情報とは以下を指します。

- ・ §734.4(d) 25% De Minimis Rule以外の§734.9(e) Entity List FDP rule、§734.9(f) Russia/Belarus/Temporarily occupied Crimea region of Ukraine FDP rule等に基づくEAR対象性情報
- ・ 「EAR対象性」欄が“-”の場合は、§734.4(d) 25% De Minimis Ruleに基づくEAR対象性情報